

## 平成23年5月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成23年5月26日（木曜日）午後2時30分から午後3時42分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

### 1. 開 会

### 2. 会議録署名委員の決定

### 3. 議 事

日程第 1（議案第22号） 平成24年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針について（学校教育部）

日程第 2（議案第23号） 平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について（教育局）

日程第 3（議案第24号） 相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（教育総務室）

日程第 4（議案第25号） 損害賠償額の決定及び和解について（教育環境部）

日程第 5（議案第26号） 東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則について（教育総務室）

日程第 6（議案第27号） 教育財産の取得の申出について（生涯学習部）

日程第 7（議案第28号） 相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について（生涯学習部）

### 4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 齋 藤 文

委 員 金 川 純 子

○説明のために出席した者

教育局長	村上博由	教育環境部長	浅見行彦
学校教育部長	小泉和義	生涯学習部長	白井誠一
教育局参事 兼教育総務室長	林孝	教育総務室 担当課長	細谷正行
教育総務室 総括副主幹	桐生卓郎	教育総務室主査	土屋光一郎
教育局参事兼 総合学習センター 所長	鈴木康仁	学校保健課長	鈴木英之
学校保健課 担当課長	中嶋成享	学校教育課長	土肥正高
学校教育課 担当課長	中山章治	学校教育課主幹	小畑弘文
学校教育課 指導主事	東條久美子	相模川自然の村 野外体験教室所長	青木正利
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	大用靖	生涯学習課 担当課長	柿澤光明
文化財保護課長	山田不二郎	生涯学習部参事 兼スポーツ課長	八木博
スポーツ課主査	石井博道	生涯学習部参事 兼図書館長	小野栄治
財務課担当課長	杉野孝幸		

○事務局職員出席者

教育総務室主査	井上大輔	教育総務室主事	越田進之介
---------	------	---------	-------

---

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、私、溝口と斎藤委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

---

□平成 2 4 年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 2 2 号、平成 2 4 年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第 2 2 号、平成 2 4 年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針について、ご説明申し上げます。

本件は、神奈川県教育委員会が定める「平成 2 4 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を受け、平成 2 4 年度から相模原市立中学校で使用する教科書の採択に向けて、本市教育委員会の採択方針について提案するものでございます。

それでは、学校教育課長から具体的なことを説明させていただきます。

○土肥学校教育課長 それでは、本議案第 2 2 号をご覧ください。

1、採択の基本原則といたしましては、(1) 相模原市教育委員会が設置する「相模原市教科用図書採択検討委員会」の調査研究の結果を参考に、公明・適正を期し、採択する。

(2) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、神奈川県教育委員会が行う教科用図書の調査研究の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。

(3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

以上の3項目でございます。

この採択の基本原則は、神奈川県教育委員会が定めます「平成24年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」の「教科用図書採択基準」に基づいて定めたものでございます。基本原則の1点目でございます「相模原市教科用図書採択検討委員会」は、本市教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を教育委員会へ報告するために設置するもので、本年度は11名の委員で構成いたします。

採択の基本原則の2点目でございます、文部科学省の「教科書編集趣意書」につきましては、教科用図書の研究・調査の参考資料とするために、発行者が教科書編集の基本方針や特色、構成などについて記載したものを文部科学省が取りまとめ提供しているものでございます。

2、教科用図書調査・研究の観点につきましては、神奈川県教育委員会が定めます「平成24年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を受け、別紙のとおり定めるとしております。

それでは、別紙をご覧ください。

これは、神奈川県教育委員会が定める「平成24年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」の観点を受け、本市の教育としてふさわしい観点を定めたものでございます。

「教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」では、教育基本法の「教育の目標」及び「学校教育」並びに学校教育法の「中学校教育の目標」の条文を掲げました。県教育委員会が「かながわ教育ビジョン」との関連を掲げた部分には、本市の教育ビジョンであります「相模原市教育振興計画」との関連をあわせて掲げました。また、各教科の観点につきましては、県が定めた観点ひとつひとつにつきまして、新しい学習指導要領との整合性について吟味をし、本市で定めたものでございます。

以上、基本原則及び採択の観点に基づき、公正なる採択ができますよう、よろしくお願いいたします。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 昨年、ちょうど小学校の教科書を選んだときに、相模原市の小学生の子どもたちの教科書を選ぶときにも基本方針というのを話し合っ、それに基づいて選んでいきましたが、今回、相模原市の中学校の教科書を選ぶに当たり、方針に何か変わりはありませんでしょうか。お願いします。

○土肥学校教育課長 昨年度の小学校の採択方針との違いについてでございますが、採択の基本原則、この3点につきましては、従来の方針と変わりはありません。

ただ、神奈川県教育委員会の教科用図書調査研究の観点には、教育基本法、学校教育目標の条文、この条文の部分が実は具体的に明記されました。

本市でも、教育の目標並びに学校教育、それから、中学校教育の目標をより意識をする中、採択が進められるように、方針におきましても明確に位置づけたところでございます。

昨年度と異なる部分といたしましては、そこの部分かと思えます。

◎斎藤委員 中学校の学習指導要領も大幅に変更されたと聞いているんですけども、簡単にそのポイントをご説明していただきまして、それを受けて、新しい教科書の編集で特に大きく取り入れられているところについて、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

○土肥学校教育課長 今回の指導要領では、もう既にかなり文部科学省の方からもそういった報道がなされていますけれども、生きる力の理念を継承しながら、それから、ゆとりか詰め込みかと、こういったことではなくて、基礎的・基本的な知識、議論の習得、それから、思考力、判断力、表現力の育成。この両方が必要であって、それぞれの力をバランスよく伸ばしていくために、教科等の授業時数を増やして、教育内容等の改善を図っております。

各教科等におけます指導事項の充実でありますとか、つまずきやすい内容の確実な習得を図るために、繰り返し学習と言われている反復の部分、また、知識、技能を活用する学習、例えばレポート作成でありますとか論述とか、そうしたことなど、きめ細やかで質の高い教育というものが求められるというふうに私どももとらえております。さらに、道徳教育でありますとか体育など、いわゆる豊かな心、健やかな体の育成等々も求められているところでございます。

したがって、教科書の編集におきましても、こうした基礎的・基本的な知識の習得でありますとか、思考力、判断力、表現力、こうした育成という視点、あるいは道徳教育との関連、こうしたものが視点として重視されている。そういうふうに教科書の方は編集されている。こんなふうに理解しております。

◎小林委員 先ほどのご提案の中に、神奈川県教育委員会の調査研究に基づいて、あるいは受けて、相模原市はつくりました、ご提案しましたと、こういうふうになっておりますが、神奈川県教育委員会が定めた平成24年度の義務教育諸学校使用教科書採択方針の中にある観点と、相模原市の定めた調査研究の観点に若干の違いがあるように見えるんですが、

その理由等を具体的にご説明していただけますでしょうか。

○土肥学校教育課長 神奈川県の方では、教科・種目に共通な観点といたしまして、いわゆる学習指導要領の教育内容における主な改善事項といたしまして、4点掲げられている部分がございます。言語活動の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道德教育の充実、体験活動の充実、こうしたものが具体的に示されておりますが、実はこれは小学校のときにも、子どもは同じようなとらえをいたしましたけれども、本市ではこの4点に特化することなく、学習指導要領全体の趣旨を踏まえるものというふうな形で考えておりますために、この4つについてはあえてここに記載しないという、昨年と同様の考え方をとっております。したがって、県と違うところという部分では、まず1点目、そこが異なるところだと思います。

また、県教育委員会がかながわ教育ビジョンとの関連を掲げています。当然、本市も神奈川県内でございますので、このかながわ教育ビジョンとの関連は重要ではございますが、本市の教育ビジョンであります相模原市教育振興計画との関連ということが、本市にとってはやはり一番重要であろうというふうにとらえて、第一に掲げさせていただいた部分が、県とは異なるところでございます。

それから、内容の部分につきましては、本市がこれまでも大切にしてきた部分、また、今後もぜひ力を入れていきたいという部分で、去年、小学校のときにも、この部分については大事にするという視点で、ここの中に記載させていただきました思考力、判断力、表現力等を育む内容は充実しているかと。こうした内容の項目を、あえて市としては独自に設けさせていただいた。このあたりが県との違い、それがその趣旨でございます。

◎小林委員 ありがとうございます。

◎溝口委員長 本相模原市教育委員会が採択するにあたって、その根拠、よりどころとするものは何でしょうか。

○中山学校教育課担当課長 相模原市教科用図書採択検討委員による検討結果、また、県教育委員会が示します採択基本方針や、県教育委員会が作成いたします教科用図書調査研究の結果等を踏まえまして、学習指導要領、教科用図書、見本本等を参考にさせていただきながら、教育委員会が採択権者として、権限と責任のもと、公正かつ適正に採択を行うこととなっております。

◎溝口委員長 そうしますと、本教育委員会が採択権者としての権限と責任のもとに、公正かつ適正に採択を行うということで、よろしいわけですね。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第22号、平成24年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第22号は可決されました。

---

### □平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第23号、平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第23号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成23年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書の3ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、6月補正予算の全体の概要でございますが、歳入歳出予算の総額2,414億3,400万円に、歳入歳出それぞれ3億4,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,417億8,100万円とするものでございます。

12ページをご覧くださいと存じます。

下段の「款50 教育費」の補正でございますが、2,911万円の増額で、補正予算全体に占める割合は8.4パーセントでございます。

また、補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は7.5パーセントで、増減はございません。

続きまして、教育委員会の所掌に係る補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、4月の市長選挙及び市議会議員選挙の実施に伴い、骨格予算として編成いたしました当初予算に肉付けをいたしまして実施いたします事業や、

東日本大震災の発生を受けて実施いたします事業に係る内容が主なものとなっております。

はじめに、38ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」「項5 教育総務費」「目15 教育指導費」でございますが、説明欄1「創意ある教育活動事業」、(1)の「幼・保・小連携推進事業」につきましては、幼稚園、保育所から小学校への円滑なつながりを図るため、連携推進研究協議会を開催し、連携教育実践協力校において実践研究を進めるものでございます。

○白井生涯学習部長 続きまして、40ページをご覧いただきたいと存じます。

「項20 社会教育費」「目18 文化財保護費」でございますが、説明欄1「遺跡保存整備事業」、(1)の「小原宿本陣保存整備事業」につきましては、小原宿本陣保存整備委員会を開催するものでございます。

(2)の「旧中村家住宅保存整備事業」につきましては、国登録有形文化財である旧中村家住宅の国の重要文化財指定に向けて調査研究を実施するものでございます。

「目30 図書館費」でございますが、説明欄1「施設維持補修費」、(1)の「図書館」につきましては、東日本大震災で被害を受けました市立図書館の地下書庫の交換修繕を実施するものでございます。

「項25 市民体育費」、「目5 市民体育総務費」でございますが、説明欄1「スポーツ振興事業」につきましては、自転車レース「ツール・ド・相模原」の開催に向けた準備を行うものでございます。

「目10 体育施設費」でございますが、説明欄1「体育施設等維持補修費」につきましては、東日本大震災で被害を受けましたサーティーフォー相模原球場の照明塔避雷針の修繕並びに利用者サービスの向上を図るため、老朽化しているトイレの修繕等を実施するもので、特定財源として同球場のネーミングライツ収入を見込むものでございます。

説明欄2「横山公園陸上競技場再活用推進経費」につきましては、横山公園陸上競技場の再活用に向けた方針を策定するものでございます。

「款55 災害復旧費」「項20 文教施設災害復旧費」「目5 文教施設災害復旧費」でございますが、説明欄1「文教施設災害復旧費」につきましては、東日本大震災で被害を受けました市立図書館の大集会室及び館名板の修繕を実施するものでございます。

以上をもちまして、6月補正予算の説明とさせていただきます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 体育施設費の横山公園陸上競技場の予算についてですけれども、先ほどのご説明で、方針を策定するというようなご説明だったんですけれども、もう少し詳しく、何をするか教えていただけませんか。

○八木スポーツ課長 横山公園は300メートルのトラックがあるんですけれども、平成20年3月で第3種の陸上競技場の公認の期限が切れたことで再活用を検討するということになり、市ではある程度の再活用の案は持っているんですが、外部検討委員会の方、例えば、体育とかスポーツの専門委員さん、近隣の自治会長さん、そして外部の公募委員さん等を含めた委員を8名以内で設置しまして、再活用を検討していただくものでございます。

◎斎藤委員 そうしますと、具体的な経費というのは、その外部委員会を設置して開催するための経費ということでよいでしょうか。

○八木スポーツ課長 はい、そうです。外部検討委員会への委託費という形になります。それを計上させてもらっているものでございます。

◎斎藤委員 それはどれぐらいの期間で結論が出る予定なんですか。

○八木スポーツ課長 まず先に、外部の委員さん、公募委員さんの募集をしまして、これは6月ごろから募集しまして、それから、委員さんが決まった中で、あとは自治会の代表の方、スポーツの代表の方という形で、8月ごろから検討を始めまして、11月ごろまでには内容を決めたいと思っております。

◎斎藤委員 そうすると、今年度内に結論が出るということですか。

○八木スポーツ課長 はい。方向性としては結論が出るんじゃないかと思えます。

◎斎藤委員 わかりました。ありがとうございます。

◎溝口委員長 図書館の復旧ということで、予算がついております。私たち教育委員も、先日、図書館の地下を見に行ってみりました。大分ひどいので、ちょっと驚いた内容でございました。

それで、予算がついているということでございますけれども、この款55の災害復旧費というのがございますけれども、これは今回の地震のために特別に、こういう災害復旧予算という項目を設けたかどうかということなんですよね。もし相模原市で、ほかにこの災害復旧費として使われる大きな支出があれば、ちょっと説明していただけるとありがたいんですけれども。

○小野図書館長 予算の中には、各款ごとに災害復旧費がございまして、その中の項として幾つかございます。その中で、教育施設に関しては、文教施設災害復旧費という形で予算

書の中に入っております。

今回、23年度につきましては700万円の予算がついておりまして、既にその700万円については、図書館の1階と2階の修繕で、全部災害復旧費で工事を行いました。それで、今回の大集会室の修繕につきましては、災害復旧費はもう全部、700万円使い切っておりますので、ここで270万円の補正をさせていただいて、6月議会で承認された後、7月以降、大集会室の修繕を行う予定です。

◎溝口委員長 もう1つの質問の中にあつた、今回の東日本大震災で、災害復旧費として本市が支出するべき大きな予算は何かあつたんですか、という質問です。これは教育委員会だけではありませんので、もしわからなければ結構なんですけれども。ほかのところであれば、わかっている範囲であれば、何かおわかりではないでしょうか。

○白井生涯学習部長 お手元の補正予算書の6ページをご覧くださいと思います。

6ページに表がございます。そこに款55 災害復旧費ということで、今回補正する金額が、補正前の額が1億6,000万円、そして、補正額が270万円ということでございます。そのほかにも、一部、教育委員会以外の施設での多少の修繕はあつたかと思えますけれども、基本的に大きなものは図書館ということになります。

図書館で、この270万円のほかにも、先ほど2つのお話をさせていただきましたけれども、1つは地下の書庫、これはもう完全に大修繕をしなければいけないということで、それはどちらかという、修繕の方の費用です。そして、こちらの270万円については、館名板ですとか天井の一部修繕ですとか、そういうものに充てておりまして、これは予算の仕組み上の話なんです、幾つかの予算をもとにして、これ以外にも、実は予備費なども充当させていただいておりまして、そういった中で、予備費でも、それから、当初予算の災害復旧費でも足りなかつたものについて、ここの図書館の災害復旧費ということで270万円、これを計上させていただいたということでございます。

そういった意味で、全体を通しますと、実は図書館にかかわるすべての修繕の合計をいたしますと、大体約5,000万円になります。そのうち、ご覧いただきました地下の修繕が非常に多くて、これが2,000万円以上を見込んでおります。そのほかにも、実はもう既に終了しておりますのが、図書館の1階・2階の部分がございまして、ここはとにかくいち早く対応しなければいけないということで、市の予算の可能なものをこの補正以外に集めまして、そして、1階・2階部分の修繕を既に終えております。そういった予算を合わせまして、図書館にかかわる全体の災害復旧費というのは5,000万円を超える金額

になります。

○浅見教育環境部長 今のご質問につきまして、3月11日の震災で、小中学校合わせて62校にひび割れ等の被害がありました。それで、22年度の災害復旧費を1億円、臨時議会のところで1億円ということで、今、復旧作業を進めています。

主に校舎のA棟、B棟の間の渡り廊下のようなところの接続部分と、モルタルのひび割れとかはがれなどがありまして、それを復旧しています。各々の学校の安全を一番重視しまして、そのような中で進めております。

小規模のものは大体6月いっぱいくらいをめどにしまして、大きいものが中にありますので、それはちょっと夏休みごろまでというふうなことで考えております。

◎溝口委員長 1億円くらい、校舎の補修にかかるということですね。

◎小林委員 予算書の38ページ、項5 教育総務費、目15 教育指導費、幼・保・小連携推進事業ということで、13万6,000円の補正が組まれておりますけれども、この連携教育実践協力校の具体的な研究活動というんですか、その辺をちょっとご説明いただければと思います。

○土肥学校教育課長 今年度から実践協力校という形で研究を依頼した学校では、いわゆる教員同士が会議を持ちまして、それぞれの子どもたち同士、園児と児童の交流活動について、どんなことができるのかということ。実を言いますと、これまでも実践していただいている学校でできるだけそれを進めて、市内全域に波及していくという方向で進めていますので、これまでの取り組みをどういった形でさらに広げていけるかという視点。それから、先生方同士の研修であるとか、お互いに情報交流するための協議会でありますとか、それから、地域を巻き込んだ幼稚園・保育園と小学校の連携した、そういう活動がどんなふうに展開できるかということ等々について、それぞれの小学校区の中で研究をいただいて、それを市内のほかの学校にも広げていく中で、市内でも各小学校区で活動をより広めていっていただくような、そういった研究活動を今年度から依頼しております。始まったばかりでございますが。

◎小林委員 これは市内にどれぐらいの数があるんですか。この研究指定になっている小学校は。

○土肥学校教育課長 一応、今年度から、幼・保・小連携推進実践協力校は3校設置いたしました。各区に1校、まず拠点になる協力校を設置して進めようと、そういった方向でございます。

◎小林委員 ありがとうございました。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第23号、平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

---

□相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第24号、相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

なお、本議案は、教育長の一身上に関わる事案でございますが、引き続き、教育長に出席していただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、引き続き、教育長に出席していただくことにいたします。

提案理由の説明を求めます。

○林教育総務室長 議案第24号、相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、市長等常勤の特別職及び教育長の給料月額及び期末手当の額を減額する改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育長に係る改正事項につきまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

3ページの議案第24号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1の給料月額及び期末手当の額に関する特例についてでございますが、現下の社会情勢を勘案し、表に掲げる期間につきまして、教育長の給料月額及び期末手当の額を減額する改正をするものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、本条例の交付の日とするものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださるよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第24号、相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

---

#### □損害賠償額の決定及び和解について

◎溝口委員長 次に、日程4、議案第25号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○浅見教育環境部長 それでは、議案第25号について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立中学校で起きた事故の損害賠償額の決定及び和解について、ご提案するものでございます。

1の損害賠償額でございますが、1,060万527円でございます。

続きまして、2の被害者ですが、市内在住者ということでございます。

3の事故の概要ということでございますが、平成21年6月17日の夕刻、市立中学校内において、先生と一部の有志が学校プールを清掃中、蓋を閉め忘れた点検口において、足を踏み外し、腹部を打ちつけたものでございます。

引き続き、4の和解につきましては、下の(1)から(4)にありますように、(1)で再発の防止などの一層の努力。次に、(2)スポーツセンターが支払い済みの金額の残額の支払い。(3)におきまして、債権債務がないこと、及びこの後に障害が発生した場合、引き続き、(4)で異議申し立てなどをしないことを挙げております。

1枚おめくりいただきたいと思います。

1は事故の発生場所の位置図が入っております。2の方で相手方の被害の状況ということになっております。損害賠償におきましては、相手方の弁護士と本市の弁護士同士で打ち合わせし、遺失利益、慰謝料などを負担することになったものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 学校事故の再発防止等について努力するというところで和解されたわけですが、具体的にそれに対して取り組まれたことについて、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

○土肥学校教育課長 まず、この事故が発生しました当該中学校におきましては、再発防止策ということで、事故の翌日に、職員に事故についての報告をするとともに、当然、2度とこのような事故が起こらないように、安全面の最新の注意を払うよう、職員に指導の徹底を図ったとの報告を受けております。

それから、学校におけます安全管理マニュアルの方も確認いたしまして、こういった事故だけではなくて、日常のそういう設備だとか備品関係等の安全の点検ということを、安全管理の徹底を図るような取組を継続して続けているというふうな報告を受けています。

それから、事故防止委員会等を開催するとともに、職員会議という場を利用いたしまして危機管理の徹底を図り、この学校におきましては、防災安全研修という形で、新たにその研修を年に1、2回位置づけて、この教訓を継続して学校教育に反映しようというような努力を続けているとの報告を受けております。

当然ですが、この床の点検口のふたをあけたまま、その中で子どもが活動しているという、その状況がやはり今回の事故につながったということで、子どもたちがプールサイドにいるときには、その床点検口のふたを開閉しないということを徹底し、同じ事故が起こることを防ぐ方向で進めているということでございます。

また、ほかの学校につきましては、当該年度の生徒指導主任会という会議がございまして、その会議で、この事故の概要の説明並びに事故の未然防止のための取り組みについての注意喚起を行ったという経緯でございます。

また、プールの清掃の時期、それから、プール指導、水泳授業、今年度はもう既にプール指導と水泳指導が始まっておりますけれども、ほかの学校につきましても、先ほど申しましたように、排水バルブが配置されている床点検口の扉の開閉は、まず教員の手で行う。

これは実態によっては、中学生くらいだと生徒があけている事例もありましたけれども、それもやはり十分注意をする。子どもがいることになりますので。まず教員が行うこと。

それから、児童・生徒がプール内にいるときには、床点検口を開閉しないということ。どうしても、いろいろな作業の関係でしなければならない場合には、床点検口の近くに別の職員を配置するなり、コーンを置いて、子どもたちが近づかない、危険をちゃんと回避する手立てをとって行う。

そういったことを各学校で確認していただくようなことを通知するとともに、校長会等にもお話をし、取り上げていただいて周知を図ると。そういった対応をとっています。

◎溝口委員長 この事故の概要を読みますと、被害者が他の生徒を整列させるため、ハンドマイクで呼びかけながら後ろに下がった際と書いてありますけれども、この生徒は何か、こういう役目のようなものを持っていた子なんですか。

○鈴木学校保健課長 当時、この生徒につきましては、生徒会の本部の生徒であったと承知しております。生徒会役員ということですか。

◎溝口委員長 生徒会の役員で、その生徒が他の生徒を整列させるため、ハンドマイクで呼びかけながらと書いてありますけれども、これは5時30分ですから、放課後ですよ。放課後に、この生徒がそういう立場から、ハンドマイクを持って、整列させるために呼びかけたんですか。

○土肥学校教育課長 実はその前の時間帯に、いわゆるボランティアを募ってのプール清掃作業というのを行っておまして、その時間内に終わらなかった関係で、生徒会の本部役員の方が残って、さらに最終的な作業をしていたとの報告を受けています。

その際に、教員の方からの作業の終了の指示があったということで、この当該生徒が本部役員をやっていたという関係で、教員の指示で、もう終わりにしてください、プールから上がってくださいという、そういう指示をする関係で呼びかけた、その呼びかけに集中していたために、ふたがあいていたところに足を踏み外して、バランスを崩して落ちてしまったと。そういう経緯であると報告を受けています。

◎溝口委員長 もう1つ、よろしいですか。実習生が何人かいるようですけども、これはどういう方なんですか。

○土肥学校教育課長 この教育実習生につきましては、教員の免許をとるために、教育実習をちょうどその当該の時期に行っていた、そういう学生であるというふうに伺っております。

◎溝口委員長 教育実習生が7名ですか。それとも、教員と教育実習生とを合わせて7名な  
んですか。

○土肥学校教育課長 教員が3名、実習生が4名と報告を受けています。

◎溝口委員長 ありがとうございます。

◎小林委員 1点だけ。21年の事故ですよ。ちょうど2年経っているわけですが、本人  
が特定されない範囲で、今、その本人はどんな状況か、把握していたらお願いしたいと思  
います。

○鈴木学校保健課長 現在、県立高校の2年生ということで、元気に通われているというこ  
とを伺っております。

◎溝口委員長 最後に1つだけ。この情報を新聞で読ませていただきました。ただ、新聞を  
読みますと、ある新聞は「賠償を支払う方針を発表した」というふうに書いてある新聞も  
あれば、「和解が成立したと発表した」と既に和解が成立したように書いてある新聞もあ  
るんです。これは何か情報としては、私の感じでは前後しているのではないかと思うんで  
すが、その辺はどうなのでしょう。

○鈴木学校保健課長 今回、いろいろと損害賠償の関係につきましては、ご説明申し上げた  
とおり、被害者側の弁護士と本市の加入している保険会社の弁護士で協議が整った段階で  
ございます。和解条件等を詰めて、今回の6月議会で損害賠償額の決定をいただいた後、  
正式に和解という形になります。

ですから、委員長がおっしゃられたように、ちょっと記事は錯綜している部分ござい  
ますが、現在のところ、和解が成立している段階ではございません。協議が整っている段  
階でございます。

◎溝口委員長 そうすると、この新聞の表現がちょっと行き過ぎてしまった新聞社もあると  
いうことですか。

○鈴木学校保健課長 そういうことになります。

◎溝口委員長 そうしますと、「賠償を支払う方針を発表した」と、そういうふうな理解で  
よろしいわけですね。

○鈴木学校保健課長 おっしゃるとおり、ここでは1,060万円をお支払いして、和解を  
いたしたいということで提案をさせていただいているものでございます。

◎溝口委員長 よくわかりました。

ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第25号、損害賠償額の決定及び和解についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

---

◎溝口委員長 ただいま、議案第23号の大震災関連の予算についての概要説明をしたいとのことで、財務課の職員がいらっしゃっているということですので、入室を許可し、説明をしていただきたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

議案第23号になります。

○杉野財務課担当課長 災害復旧費の関係で、3月に急遽、補正予算の専決をさせていただきました。その内容は、市内の公共施設が、今回、震度5弱でしたので、倒れたりしたものはありませんけれども、壁が少しはがれたりですとか、つなぎ部分がちょっと盛り上がったという箇所が多々ありましたので、急遽、補正予算を組ませていただいたという状況です。

災害復旧費につきましては、予算書の一番最後のところの項目になってくるのですが、今回も、今回は多分ないと思いますけれども、当初予算等を見ていただくと、一番最後の方に費目があります。款・項・目、予算書ですから、当然、そのような順番なのですが、項目立てが5つくらいに分かれています。民生関係、農林水産関係、土木関係、文教関係と。それで、それに当たらないものがその他というところに入ってくるのですが、その他はどんなものがあるかといいますと、皆さんが今いらっしゃっているこの本庁舎、本庁舎はこの施設の部類にも該当しませんので、総務関係になりますので、その他施設という扱いで災害復旧費上は見ています。ですので、今いらっしゃるこの第二別館もかなり揺れて、外を見ていただくと、まだ外壁のタイルがはがれていたりとかというものがあるかと思いますが、そういったものの修繕に充てさせていただいています。

また、お隣の市民会館も当てはまる場所がありませんので、その他施設の災害復旧費を使わせていただいています。今回、杜のホールと市民会館は、多少天井のはがれ等が見受けられたり、クラックが入ったりする箇所がありましたので、修繕対応をさせていただいたというところでございます。

金額については、できる範囲のところ、応急的な修繕という形でやらせていただいています。躯体に影響があるかという、すぐに倒れたりというわけでもありませんし、利用される方に害のないようにといたしますか、けがのない範囲で応急的な処置をさせていただいたということで、工事の方は今現在ではほとんど終わっている状況だと思います。こちらはちょっとまだ終わっていない部分があるかと思いますが、大半の危険箇所については終わっているという状況です。

◎溝口委員長 実はずいぶん、私が思ったのは、まだ余震等がありますよね。それで、市民とか、我々や職員も含めて、安全性は確保されているのかということを知りたかったんです。

○杉野財務課担当課長 まず、3月11日に発災が起きてすぐ、安全の状況がどうなのかということで、昼間の事態でしたから、常勤の職員がおりましたので、こういった箇所が壊れているか、目視できるところはすべて、職員の方でまず最初にやって、その後、建築部門の専門職員が見に行っている状況です。

躯体に影響のないところにクラックが入っているようでしたら、上から化粧をすれば直るということで、そこについては、まだ23年度に対応しているところも当然あります。今回の被災の中では、躯体がおかしくなって、建物自体が使用できなくなったというものはありません。ただ、図書館については、書物が倒れたりいたしましたが、躯体については、特に問題ないので、修繕はさせていただきますけれども、人がその後に入ったからといって、大きなことが起きるということではありません。

◎溝口委員長 よくわかりました。わざわざ丁寧にありがとうございました。

---

#### 口東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則について

◎溝口委員長 それでは、次に、日程5、議案第26号、東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○林教育総務室長 議案第26号、東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、東日本大震災に伴う停電その他の事由による公の施設の利用等の取り消しに係る利用料金及び使用料の還付の特例を定めることについて、緊急を要したため、教育長が臨時に代理処理をしたことにつきまして、ご報告し、ご承認をいただきたく提案するものでございます。

議案の裏面にごございます別表に掲げる多くの施設につきまして、3月11日の震災の影響による施設等の閉鎖や閉館に伴い、現行の当該施設の管理等について定めた規則の規定に基づき、既納の利用料金等を還付しておりましたが、4月16日から多くの施設で通常に開館することになりましたことから、本規則を新たに制定し、4月16日以降の既納利用料金等の還付の取り扱いについて、当該施設の管理等について定めた規則の規定にかかわらず、既納利用料金等を還付することができるよう、その還付の範囲と還付率を定めたものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださるよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 施設名の5行目に、学校体育施設、相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例と書いてありますが、学校の施設を使うときに料金が発生するようなものはあるのでしょうか。

◎八木スポーツ課長 これにつきましては、旧津久井地域での小・中学校で料金が発生するというので、この文を入れさせてもらっております。

◎金川委員 今でも学校施設を使うときに、料金を取っているんですか。

◎石井スポーツ課主査 旧津久井地域につきましては、いまだに学校の利用につきまして、料金が制定されているような状況でございます。ただ、ほとんどの場合におきまして、市民の方が利用される場合は減免というような規定になってございますので、実際に料金が発生するということはほぼございません。

◎溝口委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第26号、東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第26号は可決されました。

---

□教育財産の取得の申出について

◎溝口委員長 次に、日程6、議案第27号、教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第27号、教育財産の取得の申出について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立相原公民館駐車場拡張整備事業用地の取得の申出について、教育委員会に提案するいとまがなかったため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育長が臨時に代理処理したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

取得財産の概要をご説明申し上げます。

所在は緑区相原4丁目584番9でございます。取得面積は185.68㎡でございます。取得の相手方は相模原市土地開発公社で、取得価格は6,997万2,886円でございます。

取得の目的といたしましては、相原公民館に必要な駐車台数を確保するとともに、自動車及び歩行者等の導線を分離することにより、利用者の利便性及び安全性の向上を図るため、用地を取得したものでございます。

恐れ入りますが、議案第27号関係資料1をご覧いただきたいと存じます。

網掛けになっている箇所が事業用地でございます。公民館周辺との位置関係を示してございます。

続きまして、議案第27号関係資料3をご覧いただきたいと存じます。

購入予定地と記載がある部分が、取得した用地でございます。相原公民館駐車場等の現況を示したものでございます。

なお、駐車場整備工事の期間につきましては、8月から10月末までを予定しております。

以上で、議案第27号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 この駐車場を取得することによって、相原公民館は何台増えて、合計で何台くらい置ける駐車場になるのか、その辺をお願いしたいと思います。

○大用生涯学習課長 現在の駐車台数が19台となっております。これに8台増設して、

全部で27台の駐車台数を確保する予定でございます。

◎小林委員 ありがとうございます。

◎金川委員 今までの相原公民館の駐車場利用率、駐車場用地を拡張して購入する必要性について、説明してもらえますでしょうか。

○大用生涯学習課長 相原公民館の駐車場につきましては、必要台数を今までの利用状況の中から算定させていただきました。1日当たりの平均利用数の最も多い月が10月でございまして、10月の中である一定期間の利用の状況を確認したところ、必要な台数が一番多くて27台は必要だということで、必要台数を割り出したものでございます。

◎金川委員 すみません、何となく主婦感覚だと、土地を買うのはすごく大きなことのように感じて、すごく大きな金額が動きますよね。その前に、車で来ないようにとか、自転車でお越しくささいとかという、そういう働きかけはあったのでしょうか。

○大用生涯学習課長 今、委員さんからご指摘のあったとおり、基本的に相模原市の公民館は地域公民館でございます。ですので、なるべく地域の近くの方は歩く、あるいは自転車等で来ていただくというお願いはさせていただいておりますが、やはり相原という土地柄、かなり遠方のところから車で来られる方がいらっしゃいます。あるいは雨が降って、車で来なければいけない方、体のご不自由な方やお子さん連れの方はどうしても車で来られるということで、やはり27台は必要であり、今回、用地を取得したわけでございます。

なお、用地を取得して、実際に整備するに当たって、駐車台数の確保も1つの大きな目的でございましたが、議案第27号の関係資料3をご覧くださいと思います。

こちらは相原公民館の駐車場の現在の状況図でございますが、ここで購入予定地と書いてございますが、これは市道相原一大島線に接続する宅地を買ったものでございます。ここにつきましては、現在、その右側から歩行者、それから、車が出入りをする口になってございますが、これを購入予定地の方に車の出入り口をつくりまして、歩行者は今までのところから安全に入って行く、車は駐車場の方にそこから入って行くということで、歩車分離をしっかりと、安全を確保するということが必須でございます。

それとあと金額についてのご質問でございましたが、実はここに1軒、家が建ててございました。その家を丸ごと移転する補償費と、それから、土地の購入費を足したものが今回の購入額になってございまして、土地の代金だけではないということだけご説明させていただきます。

◎金川委員 今お聞きして、市民が動きやすく、活動が活発になり、安全を確保できるとい

うことで納得できました。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第27号、教育財産の取得の申出についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第27号は可決されました。

---

### □相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程7、議案第28号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第28号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、尾澤洋二氏から任期途中ではございますが、組織上の都合により辞職したい旨の申し出があったため、これを承認するとともに、辞職及び任期満了に伴う後任の委員をスポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき委嘱いたしたく提案するものでございます。

それでは、辞職及び任期満了に伴う後任の委員につきまして、ご説明をさせていただきます。

後任の委員としてご提案させていただいております和田正郷氏でございますが、学識経験者として相模原市立中学校長会からご推薦をいただいております。現在、麻溝台中学校長でございます。

続きまして、中島道子氏でございますが、学識経験者として相模原市公立小中学校長会からご推薦をいただいております。現在、旭小学校校長でございます。

続きまして、笥田繁氏でございますが、学識経験者として相模原市体育指導委員連絡協議会からご推薦をいただいております。現在、同協議会の会長でございます。

以上、3名を後任の委員としてご提案させていただいております。

任期は、委嘱の日から2年でございます。

なお、今回の任命に当たり、市長に意見を求めましたところ、特に意見がない旨の回答をいただいております。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第28号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第28号は可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

次に、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 では、最後に、次回の会議予定日でございますが、6月24日金曜日、午後2時30分から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は6月24日金曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、定例会を閉会いたします。

---

口 閉 会

午後3時42分 閉会